

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16H03559

研究課題名（和文）持続可能な経済発展と経済刑法理論 - 新たな社会への対応と「市場」「競争」概念

研究課題名（英文）Sustainable economic development and criminal law

研究代表者

上 嶋 一 高 (Uejima, Kazutaka)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：40184923

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 7,900,000 円

研究成果の概要（和文）：バブル経済崩壊以降の経済取引の規制に関し、刑法上の犯罪だけでなく、会社法罰則等特別法分野における重要な犯罪について、その規制する保護法益・行為類型に着目して、その意義・内実を明らかにし、また、特殊詐欺等社会的にきわめて重要な問題であると認識されるに至っている不法な行為・事象を対象として規制のあり方について多角的な検討を行うとともに、これらを通して、持続可能な経済発展という新たな課題のもとで、経済刑法の法益や、市場の機能、刑事手続的要請にも鑑み、総合的な考慮のもとに、経済刑法の考察枠組みの提示や、経済刑法分野からみた刑法総論理論の再評価を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで十分に学術的研究が行われてきたとはいえないバブル経済崩壊以降の経済取引の規制のあり方に関し、社会的に大きな機能を果たしている会社法罰則等特別法分野における犯罪の意義を明らかにするとともに、特殊詐欺等、喫緊に検討の必要性が認められる具体的な事象を対象とした多角的な検討を行うこと等を通して、現代における経済取引規制のあり方について総合的な研究を行ったことに学術的意義および社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：This Project has studied how to regulate economic transactions properly after "the Burst of the Bubble Economy" in Japan. First, our Study analyzed not only criminal offenses but also representative offenses in special law fields, such as corporate law penalties, and rethought the social significance of such kinds of offenses from the viewpoint of legal interests and behavior types. Second, we examined various ways of regulating economic crimes by rethinking illegal acts and events which are recognized as serious problems by the present society, such as "special fraud". Finally, for sustainable economic development, we tried to reevaluate the general theory of criminal law from the viewpoint of economic criminal law, taking into consideration the legal benefits that are important in economic criminal law, market functions, and criminal procedure requirements.

研究分野：刑法

キーワード：経済発展と刑法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

バブル経済の崩壊期以降において経済取引に関する問題が刑事手続の対象とされる例が増加したものの、社会の変化や経済取引規制の社会的重要性の増加に対応した経済刑法に関する研究が十分に進んでいないこと、さらに、1990年代後半以降の規制緩和と社会の志向による事後的規制の強化や、持続可能な経済発展が必要であることが指摘されている中において、実体的観点からの分析・検討に加えて、経済事犯の立件が捜査・訴追機関の判断に基づいており、刑事手続的観点からの分析・検討等も不可欠であるところ、社会・状況の変化を踏まえた経済刑法規制の在り方についての理論枠組みが存在しないといってもよい状況にあった。このような状況のもとで、社会の変化をふまえた、新たな評価の枠組みを構築する必要性を認識したことから、研究を開始した。

### 2. 研究の目的

本研究は、バブル経済の崩壊期以降における経済取引規制の社会的重要性の増加、および、持続的な経済成長という新たな社会の目的のもとで、市場と競争という法益および行為態様にかかる視点をふまえて、刑事手続的考慮および政策的考慮を総合化、体系化して、経済刑法分野における法解釈および立法の理論枠組みを構築することを目的とするとともに、これによって、経済刑法と刑法総論の対話の活性化という、これまでの刑事法研究においてはあまりみられなかった結果を生むことをも視野に入れて、行うこととした。

### 3. 研究の方法

(1) 持続的な経済成長の実現を目指す社会で、これから現れる新たな経済発展の姿を想定して、(2) 行為規制の基礎となる多元的な市場・競争概念を分析すると共に、(3) 刑事手続的・政策的考慮の総合化・体系化を志向しながら、経済刑法分野における法解釈および立法の理論枠組みを構築するという研究目的に関して、(1) 「持続的な経済成長」は、内外の政治情勢にも影響された臨機応変の対策による変化を伴いつつ、それでいて、人々の生活領域に直結する社会構造の安定を維持し続けるという、相互に矛盾した方向性を含む発展を求めることになりうるが、(2) 「行為規制」レベルの多元的な把握を前提にしてこそ、両者の調和を図ることが可能となること、そして、(3) 調和の鍵は、刑事手続的・政策的考慮にも踏み込んだ「総合化・体系化」における「理論枠組み」「規制モデル」の構築にあることを想定し、このような想定のもとで、現下において社会的に重要であると目される問題を探究しつつ研究を進めるという方法を採用した。刑事手続的考慮に関しては、その対象となる犯罪類型の特色として、市場の持続的成長を含む安定的な経済社会・経済取引の保護に関わる犯罪は、それ自体が組織だてで行われるものであるか、または、組織的な背景のもとで行われるものとして説明される。その限りで、経済事犯への対処は、一種の組織的犯罪への対応という文脈のなかで捉えることができ、刑事手続からのアプローチも、そのような文脈にそうものとして行った。

### 4. 研究成果

(1) 多数の判例・裁判例の検討を持続的に行うという問題析出の基礎的な作業を行うことに基づいて、いわゆる「特殊詐欺」の社会問題としての重要性に鑑み、「偽る」ことを犯罪として扱う「規制」のあり方を俯瞰した上で、詐欺罪・背任罪を中心とした財産犯の「変化」を丹念に追跡した。「政策的」対応が求められている情勢を受けて、その検討により力を注ぐことにして、共犯論からの分析・未遂犯論からの分析も得て、市民生活レベルの「市場」を規律する「理論枠組み」を総括すると共に、財産的損害の不要化に等しい詐欺罪の変容を「規制モデル」としていかに評価すべきかを検討することとした。加えて、我が国の刑法典においては、詐欺罪と同じ章に規定されている恐喝罪に関して、外国法においては、刑法における定位が比較的新しく、かつ拡張傾向にあることを、由来を含めて明らかにした。さらに、経済取引に大きな影響を与える賄賂罪について、包括的にその意義・内容を明らかにし、比較法的な検討も加えて、これらを通して経済取引の規制に直接的に係る詐欺罪、背任罪等との関係において、その意義・機能について知見を抽出することを試みた。

経済刑法における「法益」の検討は、「規制モデル」に影響する「市場/競争」の多元的な把握を探る過程で、社会学・経済学の「制度」論を参照した「法益侵害」の捉え方の見直しに及んだ。詐欺罪の適用で会社組織の存続・発展に与える影響が考慮されているとの理解や、会社保護の文脈では(特別)背任罪と業務上横領罪も(所有権侵害の有無は重要でなく)同等の「規制」として扱われうるとの指摘とも繋がる意味で、会社を財産(取引)主体とみるだけでなく、「市場」における取引コスト削減の「競争」に係わる「制度」選択の一環とみて、その「規制モデル」を論じることが課題となるという知見を得た。つまり、会社法罰則や刑法上の犯罪を「市場/競争」の観点から捉え直す可能性が認められる。なお、会社にかかる取引規制について、会社法とともに重要な役割を有する金融商品取引法では、有価証券の発行や金融商品の取引について、取引主体が自己責任のもと公正な「競争」を行うことができる「市場」を維持、発展させることが図られている。「取引」の主体・客体となる会社が、発展を求められる「制度」でもある関係を連続的に理解することが望まれることになる。

(2) このような課題のもと、以下のような考察結果を得た。法益保護に資する「制度」を構築するのは、民法・会社法・行政法（業規制）のような一次規範であり、刑法は、「制度」の機能（その意味での「公序」）維持に係わる二次規範として位置づけられて、「制度」阻害の影響を踏まえた謙抑的な対応が望まれる。「制度」の内実は行為者の「役割」評価を内包した交渉ルールの複合体と捉えられ、制度利用者の相互関係を想定する「市場/競争」の他、制度の担い手と利用者の関係（担い手相互の「市場/競争」）や制度破壊を目論む者との関係（「市場」改変の「競争」）に係わるルールの多元的把握を土台とすべきことになる。また、「制度」は、ルールの生成～定着までは、行為の意味評価（「侵害」評価の下絵）として機能するに止まり、ルールが共有されて行為環境となった「市場」が確立した段階でその機能が「法益」と同等の保護対象として（ルールの確証が求められる形で）扱われるに至るという「発展」が想定される。「市場/競争」の「変化」を「制度」の定着プロセスで捉えながら、「段階」毎の刑法（二次規範）の係わり方を議論すべきである。「制度」への係わり方に応じた当事者関係の対比と、時系列的・発展段階的な対比との複合で「市場/競争」の理解が多元的なものとなり、「規制モデル」の描き方も変わりうることを前提認識とする。

(3) 特殊詐欺事案において、その成否が問題となる詐欺罪は、経済的損害の要否という点に関し、最高裁判例において、従前に適用されてきた事例と比較すると、その適用範囲に拡張傾向がみられたが、未遂犯における実行の着手、不能犯についての危険性判断および承継的共同正犯の要件という刑法総論の重要な理論的問題との関係においても、その具体的な適用に拡張がみられることを指摘しうる。市民間の取引という場面において、本来は対等な関係に立つ者の間の規制をその対象とする詐欺罪において、組織的な行為者集団を形成する者と、取引について十分な知識を有するとはいえず、具体的な取引場面において、冷静な判断をすることが困難な一般市民との間に形成されることが観念される「市場」と「競争」においては、両者の関係、犯罪の手法および被害者の属性に鑑みて、その保護がより強く及ぼされるべきであるという態度がうかがわれると位置づけることが可能である。このような、事情に応じて被害者の保護される範囲が規定されるべきであるとする態度は、詐欺罪のような伝統的な刑法上の犯罪構成要件について、その解釈を規定することには検討の余地があるが、とりわけ消費者保護をその目的とする特別法上の犯罪の解釈や、新たな犯罪の立法を行うときには、「規制モデル」を規定する要素の1つとなるということが指摘しうる。

(4) 財産制度とは、所有権という帰属関係決定のルール化に始まり、所有権保護の制度化こそが「市場」経済の発展の基礎であった（最初の規制は「帰属」を破る盗取罪である）。やがて財産的価値の重点が利用処分に移行すると、「取引」制度を支える詐欺罪が重要性を増し、さらに、利用処分の決定を他者に委ねる自由まで認められるに至れば、横領・背任という委託関係の制度を保護する罰則が追加される（「取引」当事者の相互的な信頼や、委託者-受託者という関係に伴う信頼の担保が「規制」の原点になる）。株式会社制度は、組織化された人々による大量・広範な経済活動の「帰属関係」を単純化すると共に、組織内に取り込まれた「取引関係」や「委託関係」は量的・質的に変化するが、予測可能性を与えるルールの下で「組織」自体を安定させる点（組織化コストの削減）に重要性が認められた。有限責任で投資の自由度を高める反面で、大規模な資本を形成し、その運用における経営者の自由度も格段に高めたので、社会発展の原動力としての「経済」セクターを飛躍的に充実させた。だから、会社を離れた「経済活動」はもはや想定し難いのだが、他社との関係で、それ自体が常に「関係」や「組織化」の構造を変えて効率性を高めるべき「競争」の中にありながら、投資家をはじめとする利害関係者に対しては組織の持続性を保障する「安定」を備えておくべきものである。だから、個別の「関係」は私法的性質をもつとしても、組織運営を支えるルールは（大量の関係処理を平等に扱う）「制度」による公法的性質を伴う。「取引」行為が直結する経済活動の規制レベルと経営者という「担い手」に向けられた資本運用～組織運営の規制レベルは、その捉え方を異にするから、特別背任罪（会社960）のような犯罪は、経営者の「変化」への対応の当否を（会社制度に求められる「信頼」の担保から）「汚職」という文脈で「規制」することが望ましい、と理解されることになる。

(5) 独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限等による一定の取引分野における競争の実質的制限を禁止し、事業支配力の過度の集中の防止という観点から競争の促進を図るものである一方、不正競争防止法は、知的財産法の位置づけを明確にしつつ、事業者間の公正な競争を確保しようとするものであるところ、とりわけ、同法において、営業秘密の保護は、近年、営業秘密の侵害にかかる罰則規定の度重なる改正によるその範囲の拡大および罰則の強化に明らかなように、その重要性を増している。知的資産である営業秘密の侵害にかかる罰則規定は、事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益を保護法益とするものと解されており、いわば、財産犯の一部ともみられる性質と、競争法として秩序維持を図るといった性格の両者をその解釈においてどのように反映させるかが重要な問題である。この点について、事業者である会社の競争力を形成する知的資産である営業秘密に、平成2年改正により民事法的保護が与えられるようになり、また、平成15年改正によってその侵害行為が罰則の対象となったこと

は、(従前から罰則の対象とされてきた混同惹起行為等が「市場」における「競争」を害する外形的・顕在的行為であるのに対し) 営業秘密が、単に潜在的にのみ会社の競争力を基礎づける存在から、内在的であるとともに「市場」における「競争」にとって本質的な意義を有する存在として定着したことが社会的に認められ、刑罰によって保護されるべき法益へと「変化」したと位置づけることができる。このようにして、会社に財産上の損害を加えることによって会社の競争力を減じるものと解しうる行為を処罰の対象とする会社法罰則と、連続的に理解することも可能となる。

営業秘密の侵害行為の類型については、かつては、不正の競争の目的が要件とされていたものが、現在は、改正され、いわゆる図利加害目的(不正の利益を得る目的または営業秘密保持者に損害を加える目的)が要件とされている。改正後の規定は、立法時にも、本研究において重要な対象としてきた背任罪・特別背任罪の要件となっている図利加害目的の存在および意義が考慮されていることから、また、経済刑法分野における目的犯・危険犯規定の意義・機能の探究、すなわち、経済刑法分野と刑法総論との対話という研究目的に照らしても、研究の重要な考察対象であると解される。規定されている営業秘密侵害行為が、端的に、不正の競争を実現するための行為であると解すれば、不正の競争の目的を要件とする必要はないが、改正前は、同目的は、自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせるような目的を意味すると解されていたのであり、具体的に公正な競争を侵害するおそれが認められる場合に限り、刑事罰が科されていたということができよう。営業秘密侵害行為が重要な私益を侵害するものであることに鑑み、不正の競争の目的という要件が現在でも必要であるとまでは直ちにはいえないとしても、この改正をめぐっては、「市場」における「競争」の侵害を規制する場合にも、侵害の直接性あるいは間接性を問う必要があることが示されている。競争秩序の維持という法益の性質上、その侵害を外形的に規定することは困難であるが、そうであるからこそ、競争の侵害であると評価される対象の具体性およびその侵害の危険性の程度を明確にする努力が解釈論および立法論上重ねられるべきである。より一般的に述べると、目的の対象である法益侵害の対象を具体的に規定すれば、侵害の危険は抽象的な程度にとどまるのも足りるというように、両者には相関があることを考慮し、客観的な実行行為との関係において、「規制モデル」に配慮しつつ、個別具体的に、要件となる目的の内容は規定されるべきであると考えることができよう。

(6) 刑事手続の考慮に関しては、前記のような組織的犯罪への対応が、刑事手続上、とくに捜査から公判前の過程のなかで、どのようなものであるべきかという点から、安定的な経済社会・経済取引の保護に寄与できるかを問うようなものであったと、本研究における成果を総括することができる。組織的犯罪への対応は、平成 28 年(2016 年)刑事訴訟法改正において検討課題の 1 つとされ、その必要に応じて措置が施されたところであり、本研究の期間は、上記の刑事訴訟法改正が順次施行されていく時期にあたる。したがって、本研究における成果を生む過程は、上記改正のうち、組織犯罪への対応に関わる枠組みが、立法者が企図したように機能しているか否か、またその運用上明らかになった課題とどのように向き合うかという作業と重なり、その作業は、安定的な経済社会・経済取引の保護という観点からの刑法理論の見直し(または視座の転換)という本研究の目的とも呼応し、従来刑事訴訟法に定められてきた捜査手法の限界と役割を見直すようなものとなった。

主なところを整理すると次のとおりである。(イ)「協議・合意制度」について 平成 28 年刑事訴訟法改正では、典型的に複雑な事実関係を有するがゆえに、とくにその解明に向けた活用が期待される捜査・立証手法として、「協議・合意制度」が導入されている。この「協議・合意制度」との関係で、まず、制度立案時の議論の内容を踏まえつつ、当該制度の趣旨や制度施行後に生じうる課題の所在を明らかにした(求刑合意時の量刑評価のあり方、など)。また、「協議・合意制度」の周辺にある制度につき、その立法上の課題を含む検討を行った(捜査協力を理由とする刑の減免制度(いわゆる王冠証人制度)など)。

(ロ) 捜査のための電子的手段の利用、電子媒体を対象とする捜査について 平成 28 年刑事訴訟法改正は、いわゆる通信傍受法の改正を伴うものであり、捜査のための電子的手段の利用を一步すすめるものとなっている。理論的にも、捜索・差押えの枠組みに(部分的な)見直しを含みうるものとなっている。また、本期間中の裁判例にあっても、捜査のための電子的手段の利用、電子媒体を対象とする捜査に関するものが少なからず見られた。最高裁で判例が示された捜査のための GPS 利用だけではない。そこで、電子的手段の利用、電子媒体を対象とする捜査に関わる諸論点について理論的な検討をすすめる(捜査のための GPS 利用、監視カメラの利用とその記録の証拠使用、クラウドサーバへのアクセスとそれによるメール等を閲覧・保存の法的規律など) これらの手法の多くが関わる、強制処分法定の根拠と基準をいかに取り扱うかという問題についても経済事犯の特質を踏まえた示唆を得ることができた。

(ハ) 従来の捜査手法の限界と位置づけの見直しについて 被疑者(・被告人)の取調べの果たす役割の大きさ、内容の変化に伴い、従来存在する捜査手法の規律についても理論的な検討が迫られるようになった。本研究では、取調べそのものの規律に関連して、被疑者・被告人の捜

査機関による取調べの記録をいかに利用すべきか、また 客観証拠の保全、内容の理解に際して事情を知る者の協力が大きな役割を果たす可能性があることと関連して、捜査対象者の意思が捜査手法の評価に及ぼす影響がいかなるものか、といった諸問題につき検討し、議論の進展を図った。

(7) なお、この研究期間終了間際に、世界に新型コロナウイルス感染が拡大し、経済にも大きな影響を与えようとしている。人と人之間を分断しようとする同ウィルスの威力は、経済社会・経済取引のあり方に影響を与えるだけでなく、人間の生存と経済との関係を再認識させる重大な契機となりつつある。これまで以上に、人の生命・身体の安全、および、これを支える社会の維持という観点が、経済社会・経済取引規制のあり方を考えるにあたって、重要となることが予想される。そのような世界の大きな変化の中でも、本研究が行った、変化と維持の調和を図ろうとする考察方法は、一定の意義をもつものと思われる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 特別背任罪の一考察 - 制度論を取り込んだ刑法解釈の試み - (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 21-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田公博	4. 巻 なし
2. 論文標題 捜査対象者の同意と捜査手法の適否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 井上正仁先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 233-251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田公博	4. 巻 130-2
2. 論文標題 Zur Erledigung von Strafverfahren ohne Hauptverhandlung im japanischen Recht	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer die gesamte Strafrechtswissenschaft	6. 最初と最後の頁 438-445
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1515	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田公博	4. 巻 なし
2. 論文標題 警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性 - 公安テロ情報流出事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア判例百選〔第2版〕	6. 最初と最後の頁 92-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 なし
2. 論文標題 詐欺未遂罪と承継的共犯	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日高義博先生古稀祝賀論文集上巻	6. 最初と最後の頁 543-570
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋矢貴之	4. 巻 68巻2号
2. 論文標題 旧刑法期における強盗と恐喝	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 417-438
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 なし
2. 論文標題 会社財産を侵害する罪・業務上横領罪と背任罪	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 芝原邦爾=古田佑紀=佐伯仁志編「経済刑法 - 実務と理論」	6. 最初と最後の頁 233 248
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 31号
2. 論文標題 法益侵害説について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 1 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 なし
2. 論文標題 令状による差押え(2)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第10版]』	6. 最初と最後の頁 48 - 49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 53号
2. 論文標題 GPS捜査最高裁大法廷判決について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 59 - 65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 440号
2. 論文標題 捜査のためにGPSを使用することの適否について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 152 - 152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 445号
2. 論文標題 差し押さえたパソコンに対する検証許可状によりサーバにアクセスし、メール等を閲覧・保存することの適否	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 152 - 152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 上高一高	4. 巻 なし
2. 論文標題 詐欺罪における交付の判断の基礎となる重要な事項の意義	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 西田典之先生献 呈論文集	6. 最初と最後の頁 361-381
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 66巻1号
2. 論文標題 犯罪論のあり方について - 鈴木茂嗣『二元的犯罪論序説』を受けて -	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 235-262
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤崇	4. 巻 431号
2. 論文標題 捜査のためにGPSを使用することの適否	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 145-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 88巻4号
2. 論文標題 刑訴法改正案における協議・合意	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 68-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 なし
2. 論文標題 偽りその他不正の行為	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 租税判例百選〔第6版〕	6. 最初と最後の頁 230-230
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 なし
2. 論文標題 虚偽不申告による通脱犯の成立	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 租税判例百選〔第6版〕	6. 最初と最後の頁 231-231
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 東 條 明 徳
2. 発表標題 判例評釈（最判平成30年3月22日刑集72巻1号82頁）
3. 学会等名 刑事判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 池 田 公 博
2. 発表標題 求刑合意時の量刑評価のあり方
3. 学会等名 平成30年度刑事専門研究会 2（司法研修所）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 捜査協力を理由とする刑の減免 ドイツにおける王冠証人規定
3. 学会等名 平成30年度刑事専門研究会2(司法研修所)(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 嶋矢貴之
2. 発表標題 強盗と恐喝の比較法・沿革の研究
3. 学会等名 神戸大学刑事法ワークショップ(共催)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小田直樹
2. 発表標題 法益侵害という解釈図式の効用と限界について
3. 学会等名 中四国法政学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 上嶋一高(分担執筆)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 557 - 562
3. 書名 浅田和茂=井田良編・新基本法コンメンタール・刑法〔第2版〕	

1. 著者名 上高一高(分担執筆)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 857(うち724-827)
3. 書名 注釈刑法第2巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小田 直樹 (Oda Naoki) (10194557)	神戸大学・法学研究科・教授  (14501)	
研究分担者	宇藤 崇 (Uto Takashi) (30252943)	神戸大学・法学研究科・教授  (14501)	
研究分担者	東條 明德 (Tojo Akinori) (40734744)	神戸大学・法学研究科・准教授  (14501)	
研究分担者	池田 公博 (Ikeda Kimihiro) (70302643)	京都大学・法学研究科・教授  (14301)	
研究分担者	嶋矢 貴之 (Shimaya Takayuki) (80359869)	神戸大学・法学研究科・教授  (14501)	